

日本における急速な展開

日本の人権状況

2009年9月、待ち望んでいた政権交代の後、新たに与党となった民主党の政策文書であるINDEX2009は、新政権の下で日本の人権状況が改善されるかもしれないという期待を人権団体に抱かせた。同文書が、前自民政権下で行きづまっていたいくつかの人権課題に取り組むことを政策として掲げていたからである。そうした人権課題のなかには、障害者の擁護に関する差別禁止法、民法改定、永住外国人の参政権、国内人権機関の設置、個人通報制度の批准^[1]などが含まれていた。千葉景子新法務大臣は就任記者会見で、3つの主要な人権課題を挙げた。3つとは、人権侵害救済機関の設置、個人通報を受理する国連人権諸委員会の権限を認めること、警察による取調べ過程の可視化である。

ここ数年、日本の人権状況は国際社会の視線にさらされてきた。2008年10月、自由権規約委員会は日本政府による第5回報告を審査し^[2]、2009年7月、女性差別撤廃委員会は第6回報告を審査し^[3]、2010年2月、人種差別撤廃委員会は第3回～第6回政府報告を審査^[4]した。国連移住者の人権に関する特別報告者であるホルヘ・ブスタマンテ氏も2010年3月、日本を訪問した。

7月には、関連する3つの法（出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法、住民基本台帳法）が改定され、新たな入国管理制度が導入された。新たな制度により、日本に在住する外国人を

より厳しく管理する方法が導入された。こうした制度には IC チップを内蔵した新たな登録カード（注：在留カード）も含まれる。外国籍住民はこのカードを常時携帯しなければならない。携帯していなければ刑事罰が科される場合もある。非正規滞在者と難民申請者は住民登録から除外され、彼らは事実上、国家当局から見えない存在になった。

内閣府はアイヌ先住民に対する専門家委員会を設置し、アイヌの象徴的施設をつくるという方針を勧告する報告書を政府に提出した。その他の勧告としては、北海道（アイヌの人びとが歴史的に居住してきた地域）外のアイヌの人びとの生活実態調査の実施がある。この報告書を受けて 2010 年 1 月、アイヌの当事者 5 人を含むアイヌ政策推進会議が設置されるに至った。

内閣府は 2009 年 12 月、障がい者に関わる体系的な改革をするための推進会議を設置した。ワーキング・プアや派遣労働者のための一時的な宿泊施設など、貧困に関連した問題も年後半の大きな人権課題だった。

国家人権委員会の設置に向けた働きかけ

日本弁護士連合会（日弁連）は 2009 年 10 月、拷問等禁止条約選択議定書と国内人権機関設置を求める集会を開催した。これには、国連拷問防止小委員会委員長、拷問防止協会事務局長、アジアや太平洋の国内人権機関の委員長、アジア太平洋国内人権機関フォーラムディレクターなどが参加した。

2009年9月の千葉景子法務大臣による就任演説を受け、人権市民会議（CCHRJ）をはじめとするいくつかの市民団体が協働して、パリ原則に基づいた国内人権機関の設置と差別禁止法の制定、個人通報を審議する権限を人権条約諸機関に認める選択議定書の批准を求めて政府に要請した。CCHRJは2010年1月、様々な市民団体の参加を得て、議員会館にて集会を行い、100に近い団体、100を超える個人が署名した先の要請書を首相、障がい者施策担当内閣府特命担当大臣、法務大臣、外務大臣、与党民主党に提出した。

こうした市民団体による取り組みは、民主党が政権についた9月以降に始まったものであるため、その成果を評価するには時期尚早かもしれない。しかし、国内人権機関という課題をこれまで取り上げてきた団体（日弁連、部落解放同盟など）が限られていたことを考えれば、こうした取り組みは人権分野で活動する市民団体の協働を示すものであることから一歩前進である。

主な論点

法律関係の学者、弁護士、部落解放同盟などが、あるべき国内人権機関について主要な点を議論してきた。このグループが関心を寄せる点は、国内人権機関をどの省庁と関係づけるかということだ。パリ原則に従えば、国内人権機関は独立性を保つべきであり、いずれの政府機関からも指示や助言を受けずに任務を遂行しなければならない。しかし日本においては、国内人権機関が法的に設置されるためにはいずれかの省庁に関係

づける必要がある。内閣府が望ましい選択肢だが、国内人権機関を組織するだけの十分な財政も人的資源もないと広く受け止められている。法務省は理想からははずれるが、人権問題はこれまで同省の所掌であり、内閣府より財政も職員も充実している。一方、2010年6月に法務省三役が新たな人権救済機関の設置に関する中間報告を発表した。この報告においては、新しい人権委員会という組織について、内閣府の下に設置することを想定しつつ、継続して検討されるべきとなっている。

まとめ

国内人権機関に関する議論は、以前の人権擁護法案が廃案になった2003年以来、新たに始まったばかりだが、迅速に進展すると予想される。日本は、人種差別撤廃条約の条約機関である人種差別撤廃委員会の最終見解¹⁾が採択されてから1年以内に国内人権機関の設置に関するフォローアップを報告するよう求められているからだ。したがって、来年にでも関連法案が提出される可能性は残っている。日本においては、「人権」や「侵害」をあいまいに定義する、捜査令状なく家宅捜査を行うなど、表現の自由を侵害しうるとして、国内人権機関に強く反対する意見がある。国内人権機関を現実のものとするには、市民社会はパリ原則の遵守を主張するだけでなく、そうした間違った主張に反論するために協力して取り組むべきである。

1. 「5つの人権条約諸機関（自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会、拷問禁止委員会、女性差別撤廃委員会、障がい者の権利に関する委員会）は、特定の環境において、個人からの個別の申立あるいは通報を審議することができる。協定あるいは協約上の権利を

その条約を批准する国に侵害されたと申し立てる個人は、その国がそうした申立を受理する権限を委員会に認めていれば、関係する委員会に通報をすることができる。申し立てる個人が書面による同意をした場合、またはそうした同意をすることが不可能である場合は、申立をする個人に代わり第三者が申立をすることができる」

国連人権高等弁務官事務所のウェブサイト参照のこと。

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/petitions/index.htm>.

2. 自由権規約委員会の最終見解は下記サイトに掲載されている。

<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G09/401/08/PDF/G0940108.pdf>

3. 女性差別撤廃委員会の最終見解は下記サイトに掲載されている。

http://www.bayefsky.com/pdf/japan_t4_cedaw_44.pdf

4. 人種差別撤廃委員会の最終見解は下記サイトに掲載されている。

<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G10/415/82/PDF/G1041582.pdf>

5. 最終見解は下記サイトに掲載されている。

<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G10/415/82/PDF/G1041582.pdf>